

# 「法と開発」研究と開発経済学の交差点 -- 学際的 研究の方向性は? (特集 「法と開発」研究 -- 途上 国問題への新たな学問的貢献)

著者	佐藤 創
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	143
ページ	12-15
発行年	2007-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00047109">http://doi.org/10.20561/00047109</a>

「法と開発」研究と開発経済学の交差点——学際的研究の方向性は？

佐藤 創

●はじめに

開発途上国にたいして推奨されている制定法の導入や改革は多岐にわたる。所有権、知的所有権、契約法、司法制度、コーポレート・ガバナンス（会社法や破産法）、金融・証券市場制度、社会福祉制度、さらには民主制・選挙制度など枚挙にいとまがない。しかし、いったい全体、これらの法制度をどう改革すると、どのようなよいことがあるのだろうか。

もろもろの法改革の目的がなんであるか、あるいはあるべきかという問題は、多くの場合、価値観の問題である。極端な例をあげれば、表現の自由や職業選択の自由など基本的人権が保障されていなくても、すべての人の生活レベルが平等になる社会を考え、結果の平等を重視する立場がありうる。さらに、結果が平等であればみな貧しくともかまわないという考えもあれば、貧しいよりは物質的に豊かな平等を目指すとする考えもあるだろう。あるいは、政治的・経済的自由がより認められるようになる社会を考え、機会の平等を重視する立場もある

だろう。そのためには、結果の平等はまったく犠牲にされてもよいと考える立場もあり、ある程度、貧富の差は緩和されたほうがよいという考えも当然ながらありうる。もちろん、機会の平等と結果の平等の緊張関係や、豊かさに対する価値判断は、関係する法律の文言のなかにあり、究極的には、多くの場合、それぞれの国の憲法により、一定の方向性が与えられているだろう。

一般化はもちろんできないものの、実定法学の考え方のパターンというのはおそらく右のようなものである。価値判断は法の解釈、究極的には憲法の文言にある。

しかし、開発途上国に対する法制度改革支援においては、法解釈よりも、一国全体としての経済成長率がよりよくなること、また一人一人の所得水準が向上することなど、経済的な目的が前面にでて所与の価値判断となっており、したがって、開発経済学の動向が重要になっている。そこで、開発経済学と法改革の関係を探り、あわせて「法と開発」研究との関係を考えてみたい。学際的研究の必要性は誰しも認識しているものの、はたして開発経済学と「法と開

発」研究の可能な学際的研究とはどのようなものかはさほど明らかでないからである。

●初期の「法と開発運動」と開発経済学

一九六〇年代の「法と開発運動」は価値中立的な「研究」というよりも一定の価値観に基づく「運動」であり、前提となっている考え方は明瞭であった。つまり、未発達法の法制度が経済後進の理由と考えられ、先進国の法制度を移植することがその解決方法とされていた。ここには、先進国と途上国とは経済構造的に異質であり、先進国と同じ構造に達するには、法制度の西欧化が必要であるという暗黙の前提があった。

そして、このような「法と開発運動」の前提となっている考え方や響き合う経済学の議論としては、当時広く流布していたロストウの近代化論（参考文献⑤）をあげることができる。それは、伝統的社会、離陸のための先行条件期、離陸、成熟への前進、高度大衆社会、という、五段階の近代化論を示し、どの国も同じ道筋をたどるとい

単線的な経済発展観を持つ。経済発展を進めるには、政治、制度、社会、文化など総合的な近代化が必要であるとし、法制度の近代化（西欧化）の必要性を裏付け正当化する理論的枠組みを提供していた。

さらに、ロストウの著作の副題は注目値する。副題は「一つの非共産主義者宣言」であり当時の冷戦状況も色濃く反映している。「法と開発運動」もまた、当事者の意図はどうあれ、一面では、開発途上国を西側陣営にとどめ、あるいは西欧諸国がたどったものと同じ「近代化」の道筋に乗せようという側面があったとみることがおそろくはずれではないだろう。

しかしながら、ロストウの近代化論は、ある意味で、ケインジアン的な経済政策と経済成長とが西側において良いパフォーマンスをみせていた時期のものである。一方で、西側先進諸国の経済成長の鈍化やベトナム戦争の泥沼化などの時代状況の変化があり、他方で、単線的経済発展観への理論的批判や途上国の経済後進性の原因を経済構造よりむしろ政府による過度の介入を求める新古典派アプローチの台頭により、ロストウの近代化論はしだいに輝きを失った。この時期における開発経済学と「法と開発運動」による法改革との間には学際的研究はみあたらない。そもそも「法と開発運動」が途上国側の社会構造の現状をみることなく、一律かつ一方的に西欧法を導入しようとするものであったからであり、この

ころの開発経済学においては、法は与件であり、研究の対象ではなかったからである。

### ●一九八〇年代以降の法改革と開発経済学

「法と開発運動」が衰退したとはいっても、途上国の法改革にたいする国際的な関心や圧力は継続的に存在し続け、あるいは強まりさえしてきたと考えるのが妥当であろう。たとえば、一九八〇年代からの構造調整、一九九〇年代の旧社会主義国における法制度構築、WTO体制の深化、一九九〇年代後半のアジア経済危機に伴う法改革といった動きである。

そして、そのような法制度改革の方向性は、一九六〇年代の「法と開発運動」と比較して、経済学の諸学説の発展や変容に色濃く影響を受けている。まず、一九八〇年代の構造調整においては、世銀などの国際経済機関の間で一九八〇年代に支配的であった政府による市場介入を極力抑えようとする市場至上的なワシントン・コンセンサスが法制度改革の内容に反映していた。それは、国内市場を保護するような法制度を整備・削除し、途上国の市場を国際市場に統合しようとする明確な意図のもと、経済自由化、貿易自由化のための法制度改革を促した。一九九〇年代にはワシントン・コンセンサスは後退し、政府と市場の適切な役割分担を重視する見方が台頭した。ただし、経済自由化や貿易自由化の方向はW

T O体制のもと粛々と進められており、市場をよりよく機能させるための政府介入とその介入を基礎づける法改革を再評価するようになった点に特徴がある。コンディシヨナリティの一環として経済・貿易自由化のみならず市場をよりよく機能させる法改革も途上国に要求されるようになっていく。このことは、とりわけアジア経済危機を契機に、企業統治や金融制度、株式市場における適切なルールを整備するという形で、議論されている。

それでは、政府介入を否定し市場を重視する考え方や、市場と政府の適切な役割分担を唱える考え方は、それぞれが推奨する法改革の基礎にどのような考えをもっているのだろうか。この点、両者には、自由化の進め方や政府の役割をどの程度認めるかにおいて違いはあるものの、基本的には同じ考え方があろう。先進国と同じように途上国でも市場をよりよく機能させることにより経済成長を促進できる、という考え方があろう。具体的には、市場がよりよく機能するように法制度を改善し、法制度の安定に努めれば、投資家の期待を高めることにより投資を刺激し、取引量をふやし、技術を発展させ、経済成長をもたらす、ということもあろう。たとえば、所有権についてみれば、ステイグリッツら（参考文献⑥）は、安定した所有権が「効率的で自由な市場経済の血管」であると論じ、所有権や契約を担保する司法制度について、ノース（参考文献

④は「社会が効率的にかつ低コストで諸契約を実現する制度を発達させないことが、第三世界における歴史的な経済停滞と現在の低開発、双方のもつとも重要な原因である」と主張している。

なるほど、たしかに、投資の果実が自分に帰属するかどうかに不安があるならば、誰も新しい商品の開発や販売に力をいれず、リスクの多い事業に乗り出さないだろう。最適化行動をとる均質で非歴史的な個人・企業が存在を仮定し、その立場にたつてみるならば、まったくその通りであろう。

このような研究において問われていることは、基本的に、①理論的には法制度は資源配分にどのような役割をはたしているのか、経済成長を促進する法制度とはどのようなものか、そして、②実証的には法制度の違いが経済パフォーマンスにどのような違いをもたらすか、ということである。それらの研究を読むと、非常に明瞭な特徴がある。取引費用を低くし、情報の非対称性の問題を補完して、市場をよりよく機能するようにする法制度が経済成長と親和的であるとされる。

たとえば、法制度や独立の司法部を創設することの取引費用は高く、であるならば、実体的にも手続的にも解釈の余地の少ないルールをつくったほうがよいという議論がある。個別具体的な法分野でも議論の形は同じである。たとえば、金融セクターや企業統治の領域では、所有権保護と投資家保

護の脆弱性が取引費用や情報の非対称性の問題を大きくし、リスクを高めることにより、投資を抑圧するという議論が活発になり、投資家保護の弱い大陸法系の国々では、保護の強いコモン・ロー系の国々よりも、資本市場が発展していないといった実証研究がまたある。所有権や契約法、腐敗などの分野でも、同様である。

もちろん、こうした支配的な見解に対して、異論を唱える学説もある。たとえば、チャン（参考文献①）は、歴史的にみて、いま開発途上国にある法制度は、先進国が産業化の過程で用いていた法制度に比べてずっと整備されていると指摘する。そして、さらなる法改革は、途上国の経済発展に資するということよりも、途上国で活動を広げたい先進国や国際的企業の望むところであると指摘している。それゆえ、国際機関や先進国は途上国にたいして、「私がしてきたようにではなく、私が言うようにやれ」と助言しているのであり、後から来るものが上に登って来ることができないようにハシゴを蹴倒しているようなものだ、ということになる。あるいは、カーン（参考文献③）は、経済発展の初期段階において安定した所有権が存在することは、経済発展を妨げる要因になりうることを指摘している。たしかに、イギリスのエンクロージャー、日本の明治初期の松方デフレ、ソ連初期の急速な工業化、戦後独立した開発独裁と呼ばれる国々の急速な経済成長など、所有権

や法制度が脆弱であったために、国や一部の者に資源が集中し、それによって起業家・事業家が生まれて新しい事業が開始され、経済発展につながることができたという、これらの見解も説得力があるようにみえる。

つまり、経済学において法はこの四半世紀の間に研究対象となつていたのである。そして、大きく分けて、①先進国同様に途上国でも、最適化行動をとる均質な個人の存在を仮定し、市場をよりよく機能させるという観点から経済発展と法制度の関係を捉える支配的な学説と、②先進国と途上国では社会・経済構造が異なるという観点から経済発展と法制度を捉える学説とがある。いうまでもなく、支配的な学説の考え方が一九八〇年代以降、途上国の法改革に強く影響を与えてきたのである。

## ●学際的研究と「法と開発」研究

さて、それでは、現在の「法と開発」研究は、どのような考えを基礎にもつているのだろうか。法学においては、法の改革がどのような影響を経済パフォーマンスに及ぼすかという研究や理論はあまり展開しておらず、開発経済学の議論に多くを負っている。それゆえ、見方をかえれば、法と経済パフォーマンスを研究する開発経済学の一領域は同時に「法と開発」研究とみなされうる。そのように考えるならば、当然ながら、支配的な経済学説の考え方が「法と開発」研究においても有力となる。さらに、

この経済学者による法制度の研究をもって、学際的研究は進んでいると考えることも可能である。

この点、若干の警鐘をならす法学者もいる。クロス（参考文献②）は、個別具体の法領域における法と経済パフォーマンスの関係については、経済学者によって研究は蓄積されてきているものの、法学者にとってそこで議論されている法の内容や特徴は抽象的にすぎ、法制度のもたらす経済成果という方向での因果関係の研究により多くの法学者が取り組むことが適切であろうと述べている。

しかし、現実には、このような法学の側からの学際的研究には、いくつかの困難がある。そもそも法改革の目的、つまり「開発」の方向性や優先順位について、開発経済学と法学とでどの程度の合意をえることができるだろうか。概して法学の関心は、経済的効率性よりも、正義や平等、公平性といった点にある。それゆえにこそ、法学者による法の経済への影響という研究はあまりないのではないか。あるいは、法学の枠組みは法や判例を説明すべき対象と捉え、経済の変容や国際化が法制度の改革や内容にどう影響してきたかと基本的に問うものではないだろうか。つまり、経済学では法制度の違いに経済パフォーマンスの違いの原因が求められ、法学的な考え方は、たとえばグローバルバリエーションに法制度の変容の原因が求められている。両者は説明変

数と被説明変数を入れ替えて因果の関係を逆にしており、ここには交わることはない。

そうであれば、経済学における法の経済に対する影響という研究と、法学における経済の法に対する影響という研究を何から統合する枠組みを用意することができたら、学際的研究が可能なのではないか、と思うのが自然であろう。しかし、なにかを捕まえるために、もっとも強力な「くも」の巣を用意して、もっとも強力な「くも」を住まわせてみても、両者の相性が悪ければなにも捕まえることはできないだろう。

「法と開発」研究における法学の側からの学際的研究への貢献は、歴史と社会を捨象した普遍的な理論や枠組みの構築にあるのではなく、個別具体の法改革問題を論じることにおいてはできないだろうか。なぜなら、「法と開発運動」失敗の原因は西欧法と経済発展の道筋の普遍性を前提としていたからであり、現在の法制度をめぐる支配的な経済学説のありうべき問題点も普遍的な理論の存在を仮定していることにあると考えられるからである。

（さとう はじめ／アジア経済研究所開発研究センター）

《参考文献》

① Chang, H-J, *Kicking Away the Ladder: Development Strategy in Historical Perspective*, London: Anthem Press, 2002.

② Cross, F.B., "Law and Economic Growth," *Texas Law Review* 80 (7), 2002, pp.1737-1775.

③ Khan, M.H., "Rents, Efficiency and Growth," in M.H. Khan and K.S. Jomo eds., *Rents, Rent-seeking and Economic Development: Theory and Evidence in Asia*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000.

④ North, D.C., *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press, 1990.

⑤ Rostow, W. W., *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto*, Cambridge, Mass.: Cambridge University Press, 1960.

⑥ Yusuf, S. and J. Stiglitz, "Development Issues: Settled and Open," in G.M. Meier and J. Stiglitz eds., *Frontiers of Development Economics: The Future in Perspective*, New York: Oxford University Press, 2001.